第５３回大泉まつりポスター社名掲載募集要領

　第５３回大泉まつりのポスターに事業者名の掲載を希望する事業者を次のとおり募集します。

１　募集期間

　　令和７年６月２７日（金）から同年７月１４日（月）まで

２　掲載料

　　金５０，０００円

　　現金または振込でのお支払い（詳細は申込後に案内させていただきます。）

３　申込方法

　次の書類をメール（oizumi.shokokai@gmail.com）にて大泉町商工会へ提出してください。

　【提出書類】

　　①　第５３回大泉まつりポスター社名掲載申込書

　　②　ロゴ・事業者名のデータ

ポスター掲載例



４　掲示するポスターの規格及び枚数

　　規　格　：　A1

　　枚　数　：　500枚

　　配布先　：　町内公共施設など４４カ所

　　　　　　　　町内自治会３０カ所

　　　　　　　　その他町内事業所などを予定

５　掲示内容

　　ロゴマーク及び企業名

６　申請の制限

ポスターへの掲載を行うことができるものは、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1)　法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業(次項において「風俗営業等」という。)に該当するもの

(3)　貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業(次項において「貸金業」という。)に該当するもの

(4)　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)第2条第2項に規定するインターネット異性紹介事業(次項において「インターネット異性紹介事業」という。)に該当するもの

(5)　人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

(6)　政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これらに類するもの

(7)　公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(8)　公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(9)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの関係者

(10) 前各号に掲げるもののほか、掲示を行う広告として適当でないと認められるもの

７　注意事項

　(１)　申込多数の場合には祭典委員会で掲載事業者を選定します。

　　　　選定の経緯は公表しません。

　(２)　掲示の位置や順番などは祭典委員会にて決定し、異議は受け付けません。

　(３)　ポスターへの掲載の可否についてはメールにて通知します。

８　問合せ先

　　大泉まつり祭典委員会事務局（大泉町商工会）

　　〒370-0523 群馬県邑楽郡大泉町吉田２４６７

　　電　話：０２７６－６２－４３３４

　　メール：oizumi.shokokai@gmail.com